

## 令和 8 年度 五霊中学校部活動規定

### 1 目的

五霊中学校部活動が、生徒の精神的・身体的向上を目指して適正に運営されるための必要事項を定めることとする。

### 2 参加資格

本校に在籍する生徒とする。

### 3 参加手続き

運動部活動に加入を希望する者は、入部届・運動部活動振興会費を各部担当者に提出し、入部許可を受けるものとする。文化部活動への加入希望者は入部届のみとする。

### 4 活動時間

月	下校完了時間
3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月合唱コンクールまで	18:30
10月合唱コンクール終了後、11月、12月、1月、2月	18:10

※下校完了時間までに活動を全て終了し、速やかに更衣を済ませ、校門を出ることとする。(各部活動単位で練習計画を立てること)

※10月は、合唱コンクール後から18:10までとする。

※天候・日没等により活動時間の変更がある。

#### (1) 練習・大会について

①1週間の練習日は5日以内とし、休養日を2日以上設ける。

②休日(土・日・祝日)は、原則としてどちらか1日は休養日とする。また、第1日曜日については、一切の活動をしない完全休業日とする。

練習する場合は、生徒の発達から見て無理のない範囲で活動し、休日(土・日・祝日)の最低半日を休みとすること。大会等で休日のすべてを活動した場合、課業日において前回の休養日から6日以内に必ず休養日を確保する。

③中体連主催及び共催大会については、校長の許可を受け、保護者の了解(終了時間・迎え)をとり、延長練習ができる。延長練習は大会前の2週間、朝練習または夕方の延長練習のどちらか片方のみを行うことができる。

朝練習は、7:25練習開始、8:00終了とする。

延長練習は、30分以内とする。ただし、体育館の種目に限り4月～9月は社会体育の活動から19:15には完全に空けるようにする。

#### (2) 活動について

①指導者(担当職員)のつけない活動は禁止する。

②定期考査の場合は、中間テスト、期末テストは5日前から(市中体連大会前の1学期の期末テストについてのみ3日前)活動を停止する。ただし、県大会及びそれに準ずる予選大会につながる大会においては、校長の許可を受け、定期考査前日及び期間中以外において、下校を含めて1時間以内の活動とする。

③1年生は身体面を考慮し、見学期間は17:30下校とする。ただし、部活動振興会総会後は、正規の時間で活動することができる。

④練習試合等の活動の範囲は原則として県内とする。

5 部の設置

○運動部 (10部)

軟式野球、サッカー、陸上、ソフトテニス、男子バレーボール、女子バレーボール、男子バスケットボール、女子バスケットボール、卓球、柔道

○文化部 (2部)

吹奏楽、学芸

中体連大会終了後、部員数が少なく大会参加ができない部活動について

- ・原則として当年度の活動は継続可能。他校と合同での練習や大会への参加は、他校校長の同意(許可)があれば可とする。ただし、大会参加については、その大会を主催する団体が定める出場規約に基づくものとする。
- ・次年度の入部申込締切日を過ぎても大会参加可能な人数に満たない場合、部活動評議委員会等で当該部活動の以後の活動(休部や廃部等も含む)について協議を行うものとする。

6 競技会参加

各部が競技会や練習試合等に参加しようとする場合は、校長の承認を必要とし、引率承認願を提出しなければならない。

7 退部について

退部する場合は、規定の退部届に理由を明記し、校長に提出し許可を得なければならない。

8 保険

生徒は「日本スポーツ振興センター」、「熊本県PTA災害見舞金」に加入する。

9 活動費

運動部や吹奏楽部では、活動費(後援会費)が必要な部もある。その費用は各部で決定するものとする。

10 補助金

- (1) 上位大会(中体連及び中体連共催大会)に出場した場合は、遠征費補助として五霊中学校体育部活動振興会より、以下の金額を支給することとする。

大会	金額	
	団体	個人
県大会(予選を勝ち上がった場合のみ)	登録人数×500円	出場人数×500円
九州大会	登録人数×1000円	出場人数×1000円
全国大会	登録人数×2000円	出場人数×2000円

※ただし、県選抜等の選抜選手には支給しない。

- (2) 男子バスケットボール、女子バスケットボール、男子バレーボール、女子バレーボールに限り、平日の校外の施設借用費補助として、五霊中学校体育部活動振興会より、施設借用費の半額を補助する。ただし、上限を各部年間5,000円とする。また、この金額は、その年度の振興会収入額によって変更する場合がある。

11 積立金

五霊中学校体育部活動振興会の遠征費補助金の積立金として、原則毎年40,000円の積立を行う。

12 会議について

体育部活動は、別紙の五霊中学校体育部活動振興会会則を参照のこと。ただし、文化部にも関連のある議事の場合は、体育部活動の会議にも同席して協議する。

13 付則

○常時活動する運動部加入者は運動部活動振興会に入会することとする。

- ・入会費(運動部活動振興会費)納入は、一括払いとし、会費は5,500円とする。後期(10月1日以降)入部の場合は半額とする。一度納入された入会費は原則として返金しない。また、年度途中に運動部から運動部への入会の場合の入会費は不要とする。

○熊本市立小・中学校「運動部活動の指針」に変更がある場合は、本規定も変更する場合がある。